

令和3年度 伊勢湾BCP協議会の活動結果

- 作業部会の実施
- 伊勢湾BCP等の改訂
- 課題の検討

作業部会の実施

作業部会の実施

◆第14回作業部会 [令和3年7月27日]

令和3年度協議会の活動内容の確認

・これまでの活動内容を振り返り、今年度の活動内容(訓練、検討課題)を確認

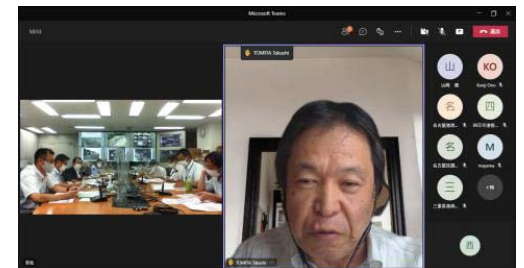
- 訓練：ロールプレイング方式の訓練の実施
- 課題：伊勢湾BCPと各港BCPとの連携
伊勢湾内における航路啓開作業に必要な燃料油の確保
災害時における情報共有方法

第15回作業部会(訓練)の進め方の確認

・ロールプレイング方式による訓練の進め方について、意見交換を実施

- 訓練の目的、主な内容、実施方法、達成目標
- 訓練の流れ、対象とする手順、参加機関の役割
- 訓練会場、情報伝達手段
- 訓練シナリオ、付与条件

アドバイザーによる講評



作業部会の実施

◆第15回作業部会：訓練 [令和3年10月27日]

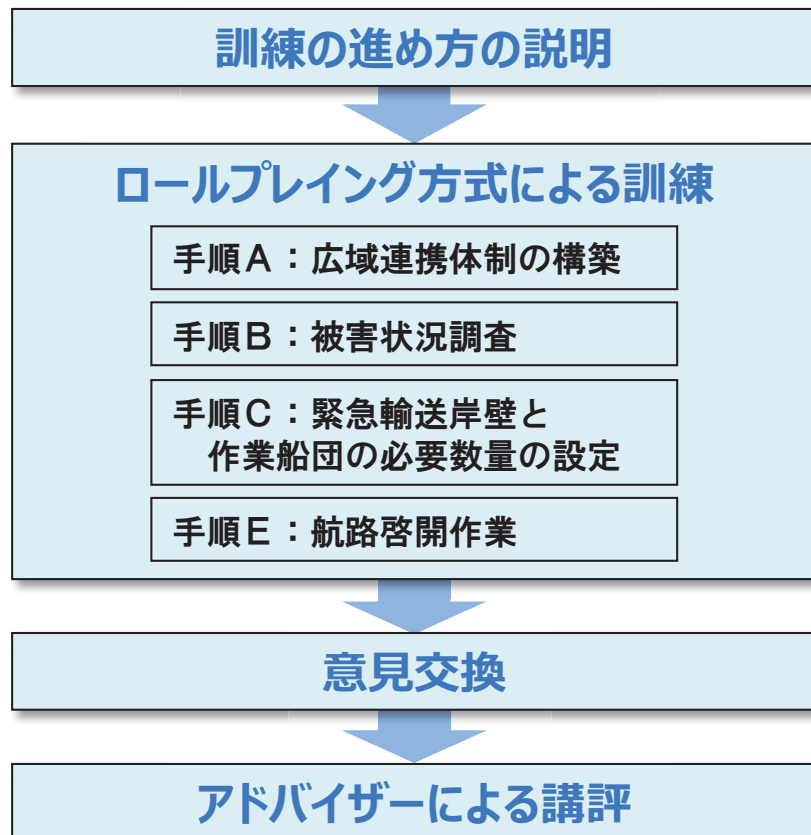
○訓練の目的

- ・各構成員が、大規模災害発生時における役割を確認し、行動手順に習熟する
- ・具体的な課題を洗い出す

○訓練の主な内容

- ・新たなツールとしてアクションカード※を使用
※手順書に示す個々の活動の具体的な内容や担当者、必要な資機材の保管場所等を簡潔にまとめたもの
- ・作業許可申請の事前報告様式を使用
- ・航路啓開情報の公表資料を使用

○訓練の流れ



ロールプレイング方式による訓練

- ・訓練事務局が訓練の進行を管理し、必要な情報を参加者に付与
- ・発災から航路啓開作業までの手順の内、以下に示す手順を対象とした訓練を実施

訓練の対象とする手順		
手順A	A3	広域連携体制の立ち上げ
	A4	資機材の調達
手順B	B3	作業許可申請・届出
手順C	C3	作業船団の必要数量の設定
手順E	E2	航路啓開方針の設定
	E4	作業許可申請・届出
	E6	航路の暫定供用開始の決定・公表

意見交換

- ・訓練で確認できた手順の妥当性や不足する活動など、課題と改善策を意見交換

作業部会の実施

◆第15回作業部会：訓練

○訓練会場

- ・整備局防災センターを訓練本部とし、港湾空港部を配置
- ・構成員は、各機関の事務所から訓練に参加

○訓練の進行管理

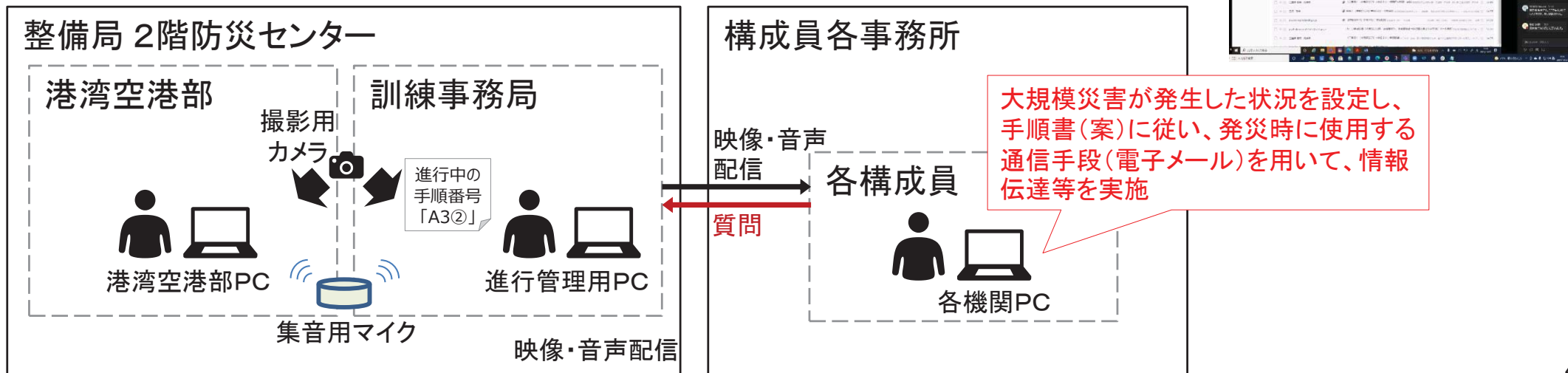
- ・Web会議システムを使用
- ・訓練の進行状況を映像と音声で配信
- ・チャット機能で参加者からの質問を受け付け

日時: 令和3年10月27日(水) 13:00~16:00

会場: 中部地方整備局丸の内庁舎(2階防災センター)、構成員各事務所
参加者: 伊勢湾BCP協議会作業部会構成員21名、アドバイザー2名



Web会議システムによる訓練の進行管理イメージ



作業部会の実施 ◆アクションカード(一部抜粋)

伊勢湾BCPアクションカード

【港湾空港部/総合対策班】

A 広域連携体制の構築

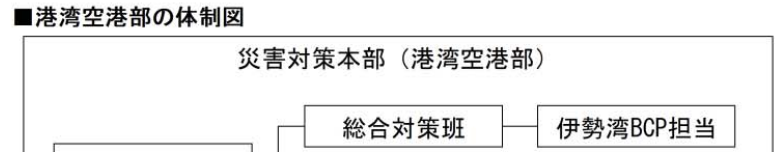
- 担当者
- 総合対策班の担当者を決めて、このアクションカードを担当者全員に配布してください。

担当	部署・役職	氏名	作業場所
班長	港湾空港防災・危機管理課長		災害対策本部 (2F 防災センター)
班員			

注:完了した項目には、チェックを入れる。

- 総括表 [広域連携体制の構築]
- 総合対策班が「A 広域連携体制の構築」で実施する手順と作業項目の一覧を確認してください。

手順	作業項目	ページ
□広域連携体制の設置準備 (A3①)	□A3①-1 港湾空港部の窓口担当者を決定	P2
	□A3①-2 港湾空港部が使用できる通信手段を確認	P2
	□A3①-3 港湾空港部が使用する通信手段を決定	P2
	□A3①-4 広域連携体制構成機関に港湾空港部の窓口と通信手段等を連絡	P2
□広域連携体制構成機関の担当窓口の確認 (A3②)	□A3②-1 各機関からの連絡(窓口、通信手段)を受領	P3
□広域連携体制の設置 (A3③)	□A3③-1 広域連携体制の確立を意思決定者に報告	P3
	□A3③-2 中部地域港湾BCPポータルサイトへの伊勢湾BCP発動を掲示	P3
□災害協定団体等への連絡 (A3⑤)	□A3⑤-1 災害協定団体、伊勢湾関係機関に港湾空港部の窓口と通信手段等を連絡	P4
□災害協定団体の担当窓口の確認 (A3⑥)	□A3⑥-1 災害協定団体からの連絡(窓口、通信手段)を受領	P5
□伊勢湾関係機関の担当窓口の確認 (A3⑦)	□A3⑦-1 伊勢湾関係機関からの連絡(窓口、通信手段)を受領	P5
□協議会連絡体制表の更新と共有 (A3⑧)	□A3⑧-1 協議会連絡体制表を更新	P7
	□A3⑧-2 協議会連絡体制表を送信	P7
	□A3⑧-3 協議会構成員から連絡を受領	P8
□調達可能な資機材等の報告要請 (A4③)	□A4③-1 災害協定団体に出勤可能な会員企業と人員、調達可能な資機材の報告を要請	P9
□調達可能な資機材等の確認 (A4④)	□A4④-1 災害協定団体からの報告(出勤可能な会員企業と人員、調達可能な資機材)を受領	P9



注:完了した項目には、チェックを入れる。

□A3①広域連携体制の設置準備

- A3①-1 港湾空港部の窓口担当者を決定
- 伊勢湾BCPIにおける港湾空港部の窓口となる担当者を決めてください。

	部署・役職	氏名
窓口担当者	港湾空港防災・危機管理課	

- A3①-2 港湾空港部が使用できる通信手段を確認
- 現在、港湾空港部において使用できる通信手段を確認してください。
 - ※下表「使用可否」欄に「○」(使用可能)または「×」(使用不可能)を記載する。

- A3①-3 港湾空港部が使用する通信手段を決定
- 各機関との情報伝達において使用する通信手段を決定してください。
 - ※下表「使用する通信手段」欄に「○」(使用する通信手段)を記載する。

通信手段	メールアドレス、電話番号等	保管場所	使用可否 (○または×)	使用する通信手段
①メール	E-Mail	2F 防災センター		
②FAX		2F 防災センター		
③衛星電話		2F 防災センター		
④固定電話		2F 防災センター		

- ※1 「使用可否」欄に「○」(使用可能)または「×」(使用不可能)を記載する。
- ※2 情報伝達手段の優先順位は、災害脆弱性、効率性等を考慮し、①メール、②FAX、③電話(固定、携帯、衛星携帯)とする。

- A3①-4 広域連携体制構成機関に港湾空港部の窓口と通信手段等を連絡
- 各機関に港湾空港部の窓口と通信手段等を連絡してください。
 - ※各機関の連絡先は、別紙「伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表」(様式 No. A3⑧-1)を参照

広域連携体制構成機関
□第四管区海上保安本部 (□警備救難部、□海洋情報部、□交通部)
□中部運輸局 (□交通政策部、□海事振興部)
□愛知県
□三重県
□名古屋港管理組合
□四日市港管理組合

広域連携体制構成機関への連絡内容
□広域連携体制の設置準備開始
□港湾空港部の連絡先(担当窓口、使用可能な通信手段)
□各機関の広域連携体制担当窓口の設置と連絡先の返信の要請
□中部地域港湾 BCP ポータルサイトにより情報発信を行うことと、ポータルサイトのアドレス http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html

※1 メール様式 No. A3①-1 参照

伊勢湾BCP緊急確保航路等航路啓開作業許可申請に係る事前協議
(中部地方整備局・港湾管理者 ⇄ 第四管区海上保安本部)

【協議年月日】 令和 年 月 日
【回答年月日】 令和 年 月 日

1 作業内容等(記載:中部地方整備局・港湾管理者)

番号	作業内容	作業位置	作業者	実施時期	申請書等提出先
1	目視調査	三河港	〇〇会社	〇月〇日	三河
2	障害物除去作業	④-1	〇〇会社	〇月〇日以降	交通部
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

2 特記事項(記載:中部地方整備局・港湾管理者)

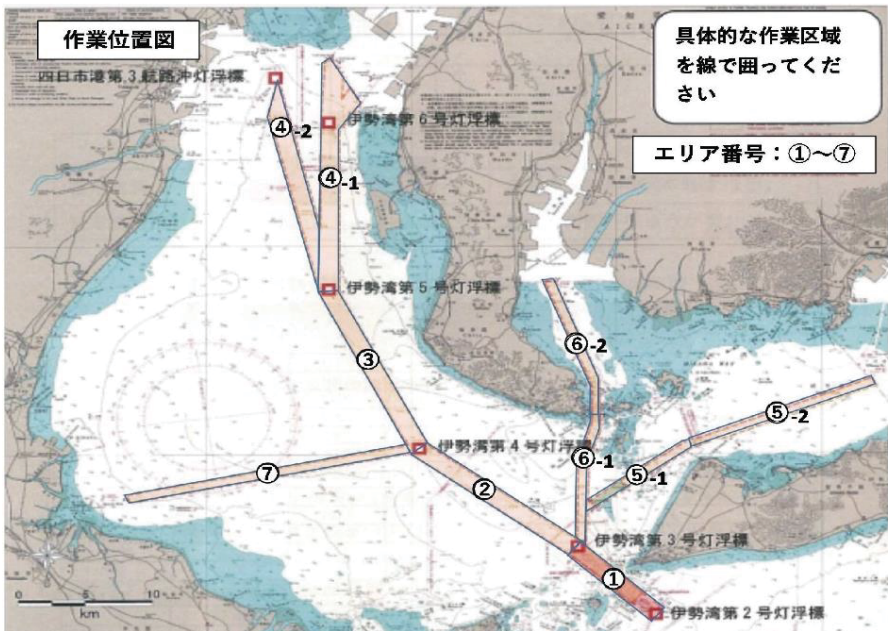
3 回答(記載:第四管区海上保安本部)

※補足

- ①作業内容
・船上からの目視調査、測量、潜水作業、障害物除去作業等、具体的な作業内容を記入する。
- ②作業位置:別図添付(番号対応)
・緊急確保航路の場合、区域番号(①、②、③、④-1、④-2、⑤-1、⑤-2、⑥-1、⑥-2、⑦)を記入する。
・港内の場合:「〇〇港内」と記入する。
- ③作業者
・本件作業を実施する作業者名を記入する。
- ④提出先
・「国・港湾管理者」が作業者の利便性等を考慮し、次のいずれかの部署名を記入、「第四管区海上保安本部」が提出先の被災状況等を動かし、修正する。
- ⑤備考
・留意事項など実施条件等を記載する。

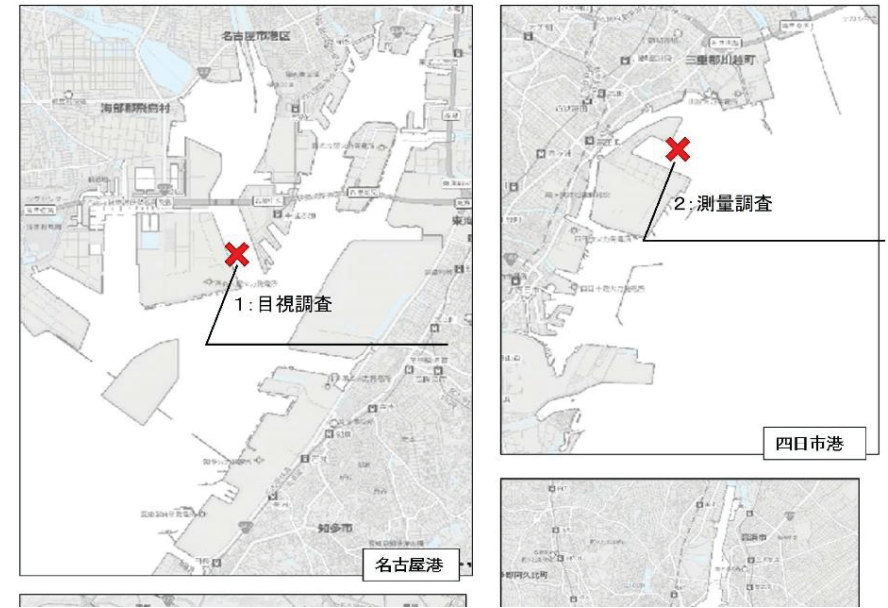
作業位置図

※ 以下の地図へおおよその作業位置を×印で記入し、別に区域図(作業に必要な水域がわかるもの)を添付してください



作業位置図

※ 以下の地図へおおよその作業位置を×印で記入し、別に区域図(作業に必要な水域がわかるもの)を添付してください



令和3年10月30日
国土交通省中部地方整備局港湾空港部
第四管区海上保安本部
四日市港管理組合

四日市港の一部供用開始について

大規模地震・津波による被災に伴い、伊勢湾各港では、船舶禁止措置をとっていますが、関係機関による水路測量及び連絡調整により、船舶等に対する航泊禁止措置の一部を解除し、下記のとおり供用を開始します。

記

1. 供用開始日時 令和3年10月30日 午前6時

2. 供用開始場所

(1) 四日市港

霞ヶ浦南埠頭 W23 岸壁 (-12m岸壁) : 喫水 10.9mの船舶使用可 (緊急物資専用)

(2) -

-

※別添図参照。各岸壁の水深など詳細は、港湾管理者に問合せください。

3. 対象船舶

復旧岸壁の供用は、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

■問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部

電話 052-209-6310

第四管区海上保安本部

電話 052-661-1611

四日市港管理組合

電話 059-366-7811

以上

別添図 四日市港



作業部会の実施

◆第16回作業部会 [令和4年1月26日]

訓練の振り返り

・訓練時の意見やアンケート結果への対応方針を確認

- 広域連携体制の立上げ
 - ・緊急時の連絡先として複数の担当者を登録など
- 資機材の調達
 - ・埋立浚渫協会が作業船団等の情報を集約して報告など
- 作業許可申請等
 - ・各団体が対応可能な調査・作業を整理、港湾空港部・港湾管理者が事前協議を行い、災害協定団体会員企業が申請手続きを行うなど
- 作業船団の必要数量の設定
 - ・災害協定団体が作業船団の必要数量を検討など
- アクションカード
 - ・各機関のアクションカードの素案を検討など
- 訓練
 - ・停電等により通信機器が使用できない状況を想定した訓練も検討など
- 移動手段、用船確保
 - ・災害現場までの移動手段や用船を確保する仕組みづくり

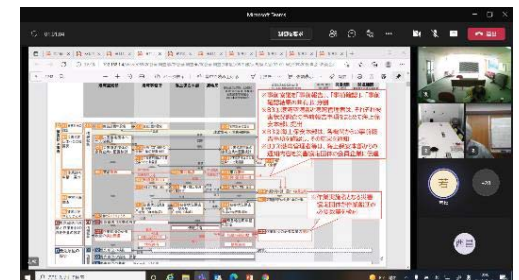
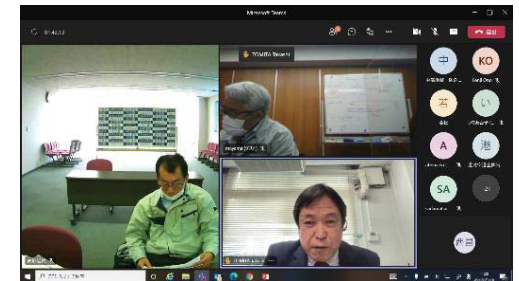
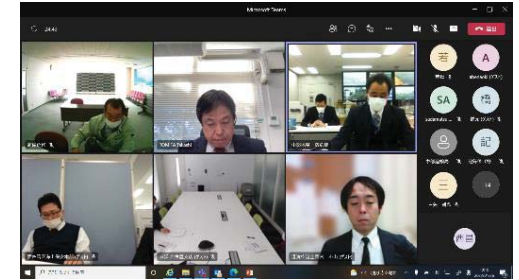
伊勢湾BCP、手順書等の改訂

・訓練結果等を踏まえた改訂箇所を確認(後掲「伊勢湾BCP等の改訂」参照)

課題の検討状況

・伊勢湾BCPと各港BCPとの連携、航路啓開作業に必要な燃料油の確保、災害時における情報共有方法など課題の検討状況を報告

アドバイザーによる講評



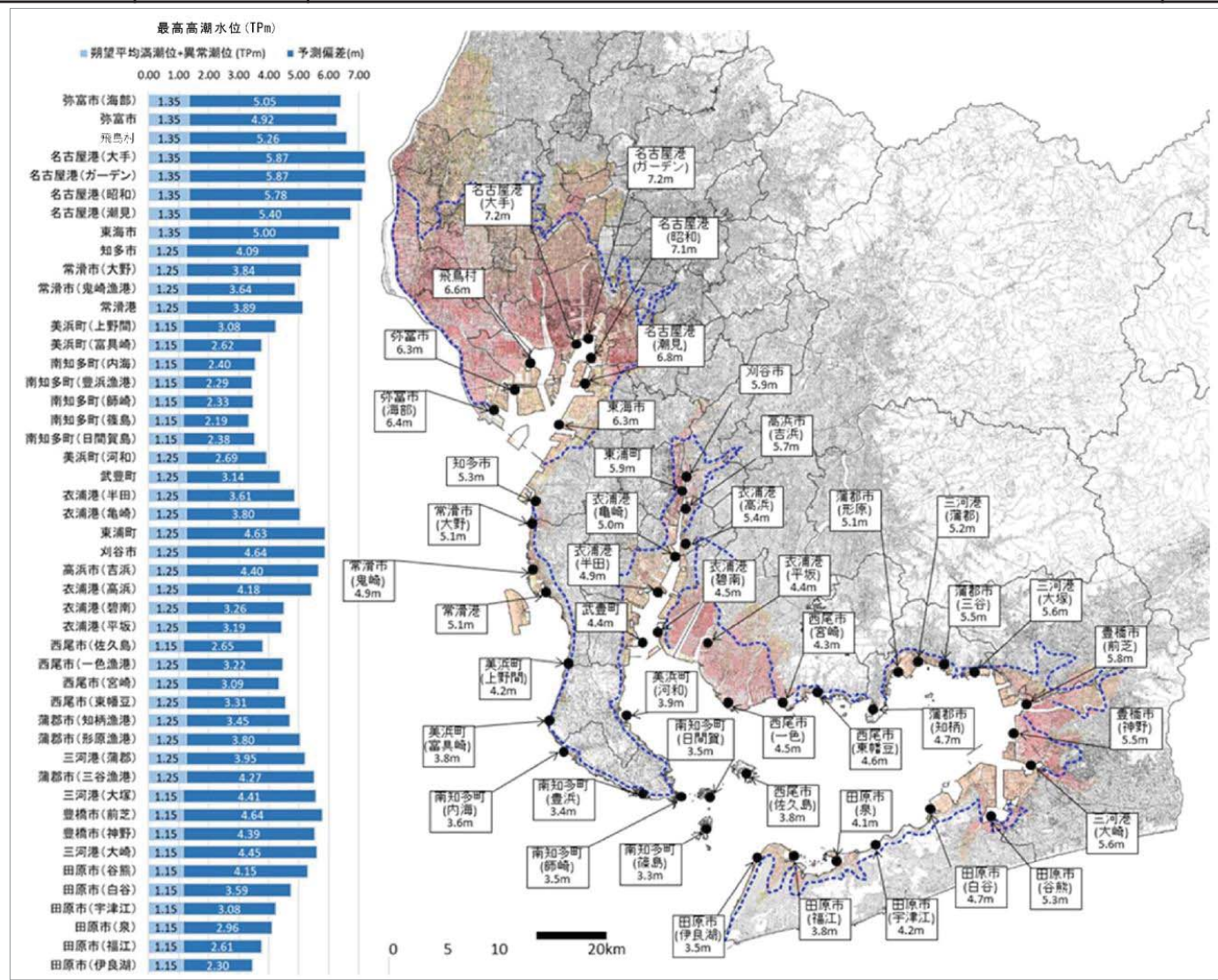
伊勢湾BCP等の改訂

伊勢湾BCP等の改訂

	改訂の概要
伊勢湾BCP	・愛知県の高潮浸水想定区域図を更新
航路啓開計画	・「航路啓開の手順と関係機関の役割」を修正
手順書(案)	・全ての機関の窓口確認を一括して実施 ・埋立浚渫協会が作業船団の情報を集約して報告 ・作業許可申請等の手続きを明確化 ・災害協定団体が作業船団の必要数量を設定
手順書(案) 参考資料	・作業許可申請の事前協議様式を追加 ・必要な作業船団数の算定方法(案)を追加 ・訓練で使用したメール様式を追加

伊勢湾BCPの改訂

改訂箇所	ページ	改訂内容	改訂理由
2-1 想定災害(図5)	7	・愛知県の高潮浸水想定区域図を更新	愛知県が高潮浸水想定区域を公表



出典: 愛知県(三河湾・伊勢湾沿岸)高潮浸水想定区域図について(R3.6愛知県)

図5 伊勢湾沿岸の高潮浸水想定(愛知県区間)

航路啓開計画の改訂

改訂箇所	ページ	改訂内容	改訂理由
2-2 航路啓開の手順と関係機関の役割(図9)	11	「作業許可申請等」、「必要な作業船団の設定」の実施方法などの変更に伴う修正	海上保安本部との協議結果を反映など

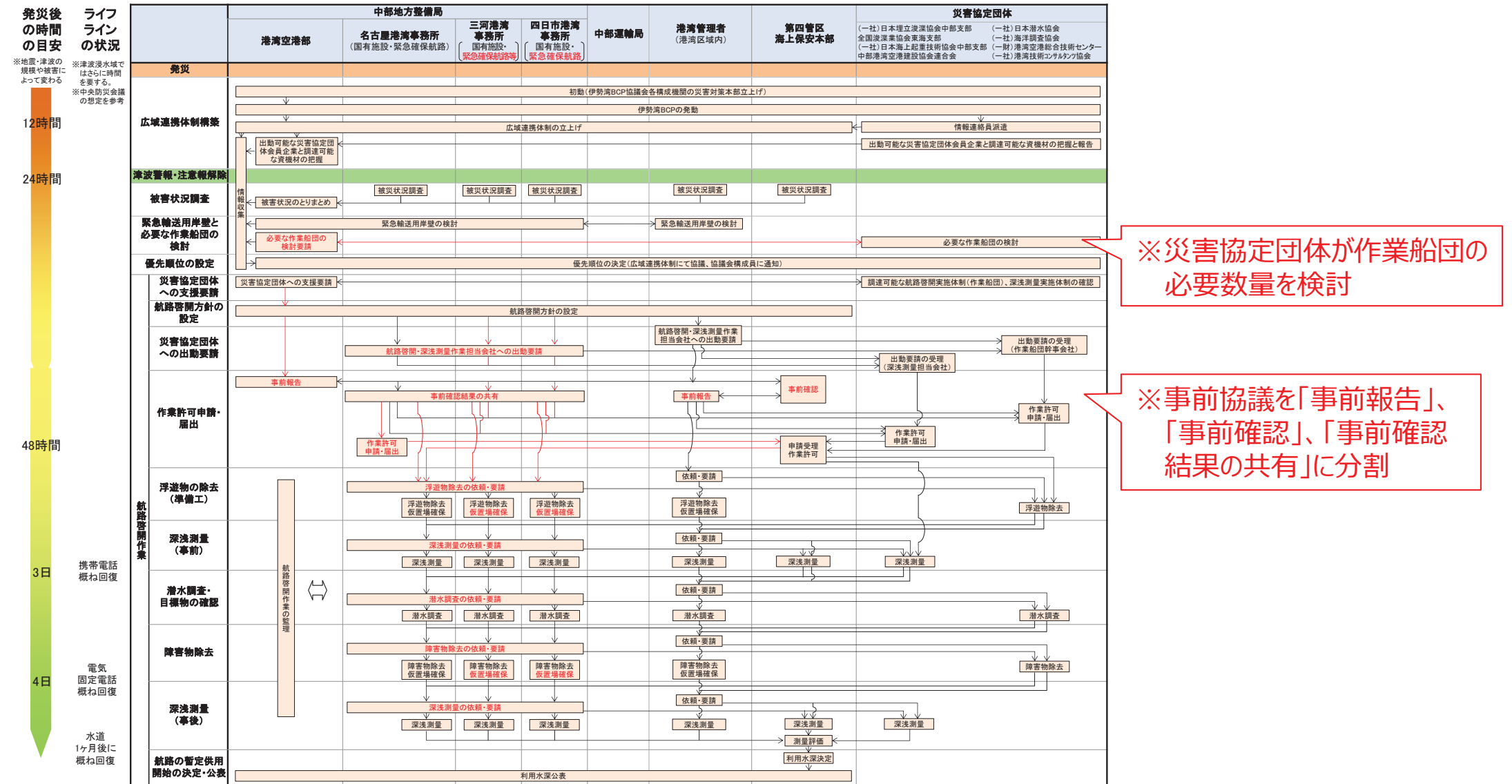


図9 航路啓開の手順と関係機関の役割

手順書の改訂

改訂箇所	ページ	改訂内容	改訂理由
はじめに 表1手順書の構成	4-5	(以下の手順の改訂内容を反映)	—
1. 活動フロー	9		
A3①広域連携体制設置準備	14	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段は、本手順で定めており、以降は原則記載しない ※情報伝達手段の優先順位は、災害脆弱性、効率性等を考慮し、①メール、②FAX、③電話(固定、携帯、衛星携帯)とする 	記載内容を見直し
A3①②⑤⑥⑦担当窓口の確認(※A3①⑤→A3①、A3②⑥⑦→A3②に整理)	14-19	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢湾BCPの発動後、広域連携体制構成機関とその他機関の窓口確認を一括して実施する 	手順を効率化
A3⑧伊勢湾BCP協議会連絡体制表の更新と共有	18	<ul style="list-style-type: none"> ・全機関から返信が無くても、発災後3時間を経過した段階で連絡体制表を共有する。その後は必要に応じて連絡体制表を更新、共有する 	連絡体制を更新・共有する手順を補足
A4④	21	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立浚渫協会は、航路啓開作業を担う災害協定団体の作業船団等の情報を集約して報告する(B2②、C3②、E1②も同様) 	訓練時の意見を反映
B2①災害協定団体への支援要請	24	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定団体が支援できる被害状況調査(船上目視調査を追加)を団体毎に整理 	訓練時の意見を反映
B2②支援要請の受理／会員企業等の手配	25	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定団体は、被害状況調査を支援する会員企業を手配する際には、<u>会員企業の移動手段や用船の確保の状況を踏まえて検討する</u> 	手順を明確化

手順書の改訂

改訂箇所	ページ	改訂内容	改訂理由
B2④災害協定団体の会員企業への出動要請	25	・港湾管理者等は、災害協定団体の会員企業に調査内容等を伝達する際には、 <u>業務指示書(包括協定書別紙第1)</u> による(E3①②も同様)	手順を明確化
B2⑤出動要請の受理(会員企業)	26	・災害協定団体の会員企業は、港湾管理者等に出動承諾を伝達する際には、 <u>承諾書(包括協定書別紙第2)</u> による(E3③④も同様)	手順を明確化
B3①事前協議(※本手順を「B3①事前報告」、「B3②事前確認」、「B3③事前確認結果の共有」に分割)	26-28	<ul style="list-style-type: none"> ・B3①: 港湾空港部は、被害状況調査(直轄事務所の直営及び災害協定団体への委託)の事前報告事項をまとめて海上保安本部に提出 ・港湾管理者は、被害状況調査(港湾管理者の直営及び災害協定団体への委託)の事前報告事項をまとめて海上保安本部に提出 ・事前報告事項を「作業内容、作業位置、作業者、実施時期、申請書等提出先」に変更 ・B3②: 海上保安本部は、各機関からの事前報告事項を確認し、その結果を通知 ・B3③: 港湾管理者等は、海上保安本部からの通知内容を作業を担当する災害協定団体の会員企業に伝達(E4①も同様) 	海上保安本部との協議結果を反映

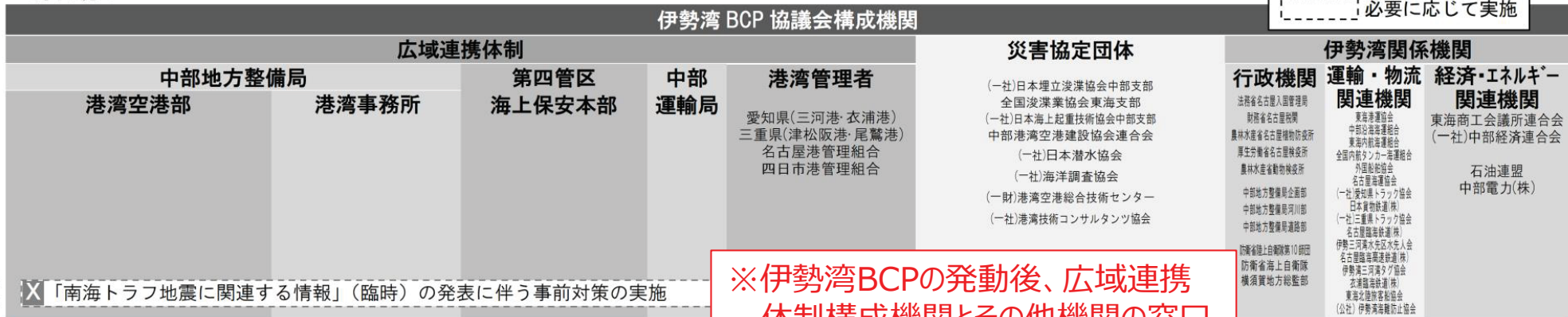
手順書の改訂

改訂箇所	ページ	改訂内容	改訂理由
B3④作業許可申請・届出 (※改訂前の手順B3②)	28	・複数会社等が共同で調査する場合は、幹事会社等が代表して作業許可申請等を実施(E4④も同様)	訓練時の意見を反映
		・事前確認において海上保安本部より申請書等の提出先の指定があった場合は、その指定先に提出(E4④も同様)	海上保安本部との協議結果を反映
C3作業船団の必要数量の設定(※本手順を「C3①作業船団の必要数量の検討要請」、「C3②作業船団の必要数量の検討」に分割)	34-35	<ul style="list-style-type: none"> ・本手順では、「港湾管理者等が航路啓開に必要な作業船団の必要数量を検討」し、「災害協定団体が要請を受けて、その検討を支援」しているが、作業実施者となる「災害協定団体が作業船団の必要数量を検討」することが現実的であり、手順を改訂する ・災害協定団体は、検討にあたり直轄事務所と港湾管理者と調整する 	実態に即した手順に見直し
参考資料3	3-6	・作業許可申請等の様式に事前協議の様式を追加	海上保安本部との協議結果を反映
参考資料7	31	・必要な作業船団数の算定方法(案)を追加	訓練時の意見を反映
参考資料16	47-	・訓練で使用したメール様式を追加	訓練資料を反映

手順書の改訂

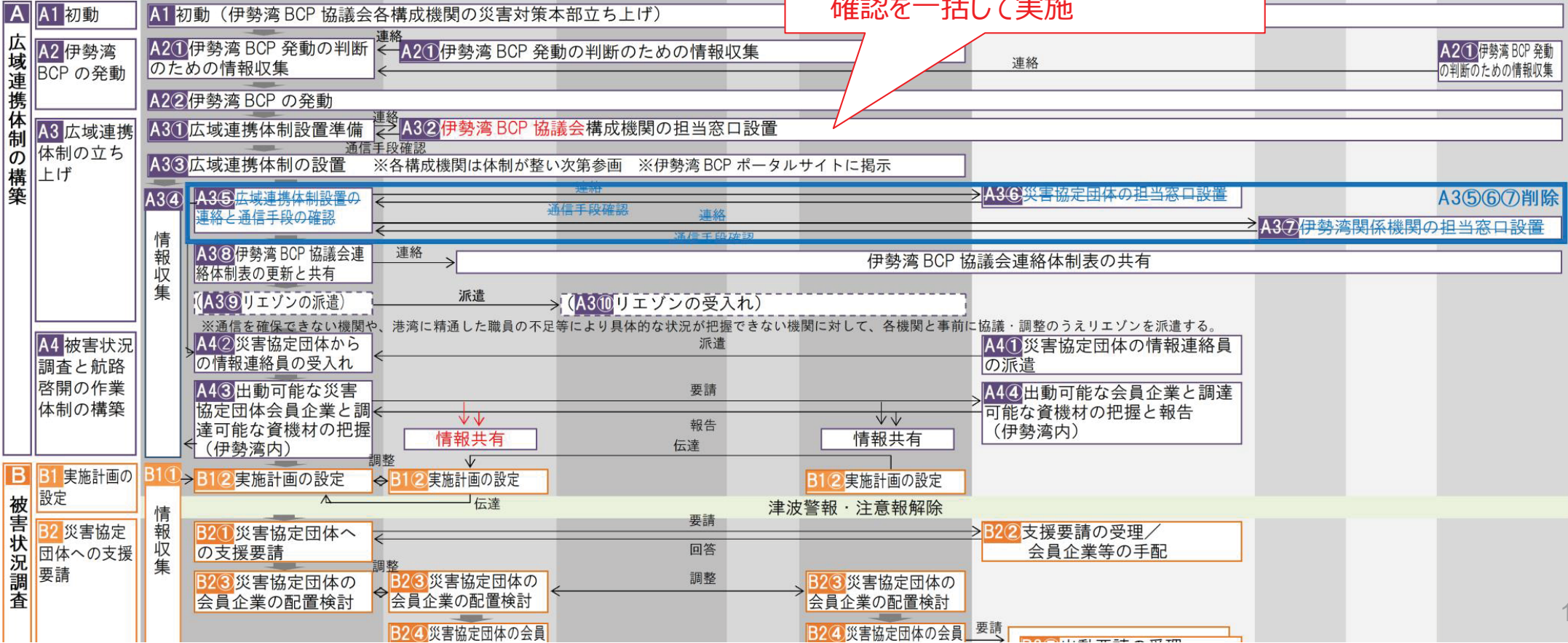
1. 活動フロー

凡例	
	必ず実施
	必要に応じて実施



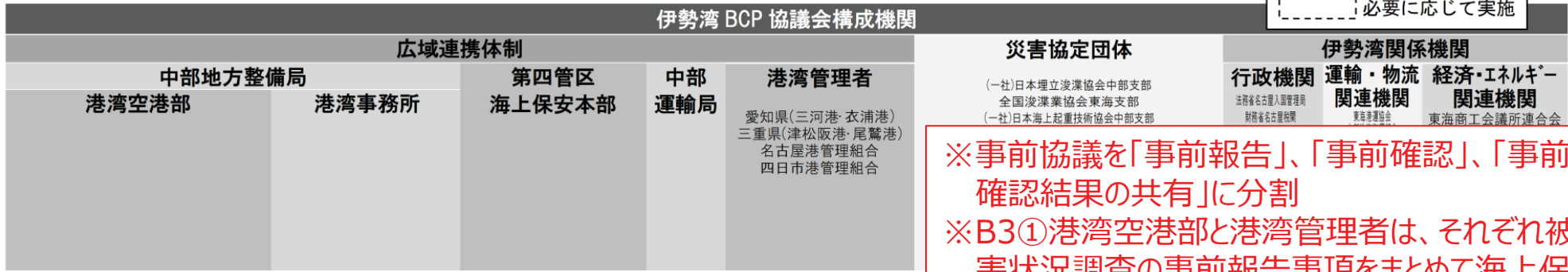
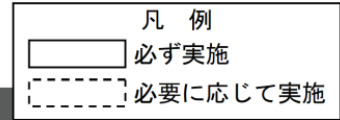
事前対策 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の発表に伴う事前対策の実施

※伊勢湾BCPの発動後、広域連携体制構成機関とその他機関の窓口確認を一括して実施



手順書の改訂

1. 活動フロー

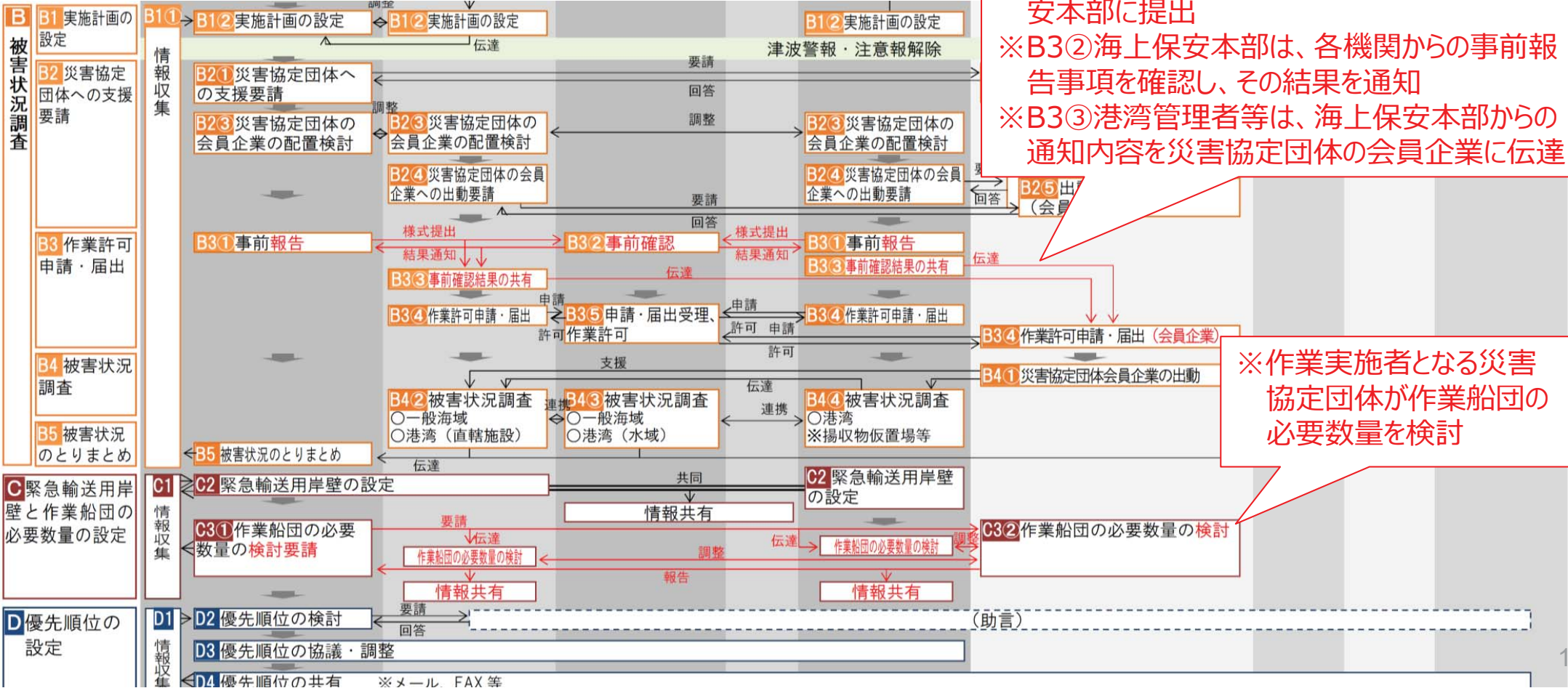


※事前協議を「事前報告」、「事前確認」、「事前確認結果の共有」に分割

※B3①港湾空港部と港湾管理者は、それぞれ被害状況調査の事前報告事項をまとめて海上保安本部に提出

※B3②海上保安本部は、各機関からの事前報告事項を確認し、その結果を通知

※B3③港湾管理者等は、海上保安本部からの通知内容を災害協定団体の会員企業に伝達

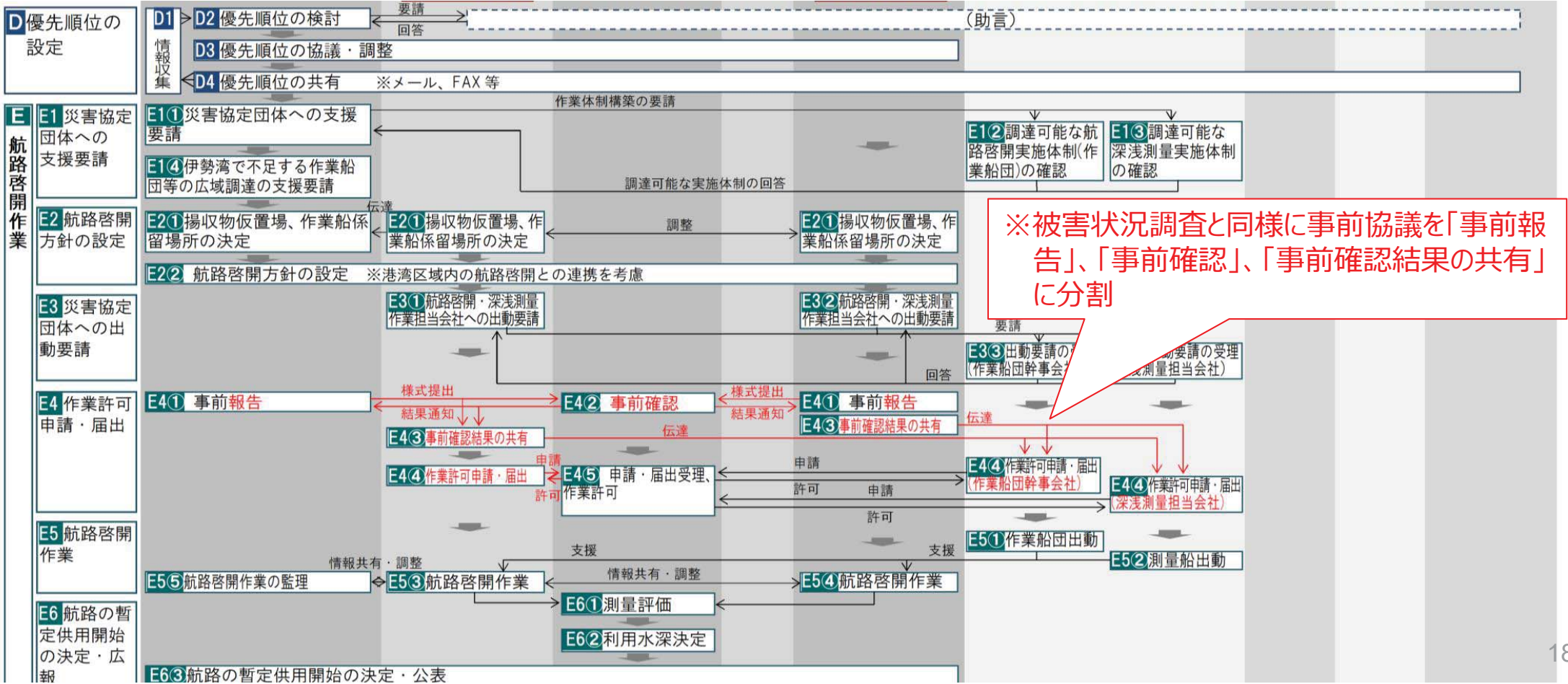


手順書の改訂

1. 活動フロー

凡例	
	必ず実施
	必要に応じて実施

伊勢湾BCP協議会構成機関					災害協定団体	伊勢湾関係機関
広域連携体制		第四管区海上保安本部	中部運輸局	港湾管理者		
中部地方整備局 港湾空港部	港湾事務所					
						経済・エネルギー関連機関 東海商工会議所連合会 (一社)中部経済連合会 石油連盟 中部電力(株)



手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3	広域連携体制の立ち上げ			
A3①	広域連携体制設置準備			
3時間 以内	<p>・事務局(港湾空港部)は、収集した災害情報に基づき伊勢湾の状況が、伊勢湾 BCP 発動基準を満たす場合、広域連携体制設置の準備を開始する。</p> <p>※伊勢湾BCPの発動は、発動基準に基づき自動発動とする。</p> <p>・事務局(港湾空港部)は、事務局(港湾空港部)の窓口の担当者を決定するとともに、通信手段を使ってみて通信が可能か確認し、使用する通信手段を決定する。</p> <p>※情報伝達手段の優先順位は、災害脆弱性、効率性等を考慮し、①メール、②FAX、③電話(固定、携帯、衛星携帯)とする。</p> <p>・事務局(港湾空港部)は、伊勢湾 BCP の発動を伊勢湾 BCP 協議会構成機関(広域連携体制構成機関、災害協定団体、伊勢湾関係機関)にメール、FAX 等で連絡する。</p> <p>※第四管区海上保安本部及び中部運輸局については、左記各部に連絡する(以後の手順も同様)。</p> <p>【事務局(港湾空港部)の窓口】</p> <p>○窓口担当者：□部署 □氏名 ○通信手段：□①E-Mail ②FAX ③ワトスター-II ④TEL</p> <p>【広域連携体制伊勢湾 BCP 協議会構成機関への連絡内容】</p> <p>□伊勢湾 BCP の発動 □広域連携体制の設置準備開始 □事務局(港湾空港部)の連絡先(担当窓口、使用可能な通信手段) □各機関の広域連携体制伊勢湾 BCP 担当窓口の設置と連絡先の返信の要請 □中部地域港湾 BCP ポータルサイトにより情報発信を行うことと、ポータルサイトのアドレス http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp_portal/index.html</p>	事務局	<p>【広域連携体制構成機関】</p> <p><input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部 ○ 警備救難部 ○ 海洋情報部 ○ 交通部 <input type="checkbox"/> 中部運輸局 ○ 交通政策部 ○ 海事振興部 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合</p> <p>【災害協定団体】</p> <p><input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタンツ協会</p> <p>【伊勢湾関係機関】</p> <p><input type="checkbox"/> 名古屋税関 <input type="checkbox"/> 名古屋植物防疫所 <input type="checkbox"/> 名古屋検疫所 <input type="checkbox"/> 動物検疫所 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局企画部 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局河川部 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局道路部 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第十師団 <input type="checkbox"/> 東海港運協会 <input type="checkbox"/> 中部沿海海運組合 <input type="checkbox"/> 東海内航海運組合 <input type="checkbox"/> 全国内航タンカー海運組合 <input type="checkbox"/> 愛知県トラック協会 <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道</p>	<p>・様式 No. A3⑧-1 伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表</p> <p>・メール様式 No. A3①-1</p> <p>※LINE 等のセキュリティ機能の向上については、現段階では難しい。情報伝達手段として、LINE 等の SNS やショートメッセージサービスの活用については、セキュリティ上の課題等について、引き続き検討する。</p> <p>※伊勢湾BCPの発動基準には、高潮被害の発生やその他の重大事故の発生も明記されているが、高潮や風水害への具体的な対応を検討する。</p>

※伊勢湾BCPの発動後、広域連携体制構成機関とその他機関の窓口確認を一括して実施

情報伝達手段は、本手順で明示しており、以降は原則記載しない。

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3⑧ 3時間 以内	<p>伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表の更新と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、伊勢湾 BCP 協議会構成機関から連絡を受けた担当窓口連絡先をもとに、伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表を更新する。 更新した伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表は、伊勢湾 BCP 協議会構成機関にメール、FAX 等で送信し共有する。 <p>※全機関から連絡が無い場合でも、発災後 3 時間を経過した段階で連絡体制表を共有する。その後は、必要に応じて連絡体制表の更新と共有を行う。</p>			<p>会連絡体制表 ・メール様式 No. A3⑧-2</p>
A3⑨ 24時間 以内	<p>(リエゾンの派遣)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、広域連携体制構成機関のうち、通信を確保できない機関や、港湾に精通した職員が不足する等により具体的な状況が把握できない機関に対して、各機関と事前に協議・調整のうえ、リエゾン派遣する。 リエゾンとして派遣する職員は、中部地方整備局(港湾空港部、港湾事務所)の職員の中から、あらかじめ選定しておく。 事務局(港湾空港部)は、リエゾン派遣先の機関に派遣する職員の情報と、リエゾンの受入れ環境の確保(受入担当者の指定、作業スペースの確保、電源・事務機器の使用許可、会議傍聴の許可、会議資料の提供)を要請する。 リエゾンとして派遣する職員には、衛星携帯電話、ノートパソコン、収集情報リスト、水・食料を持たせる。 リエゾンの派遣先への移動手段は、公共交通機関を基本とするが、公共交通機関による移動が困難な場合は、①自動車、②船、③徒歩、自転車等を利用する。 <p>【リエゾンを派遣する機関】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 通信が確保できない機関 <input type="checkbox"/> 通信により詳細な状況を把握できない機関 </div> <p>【リエゾン派遣先に伝える情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 人数 <input type="checkbox"/> 所属 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 携帯番号 <input type="checkbox"/> 派遣日時 </div>	事務局(港湾空港部)	<p>【リエゾン派遣先機関】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/> 中部運輸局 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合 </div>	<p>・参考資料 1: リエゾン収集情報リスト様式</p>

※全機関から返信が無くても、発災後3時間を経過した段階で連絡体制表を共有、その後は必要に応じて連絡体制表を更新、共有

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A4③ 24時間以内	<p>出動可能な災害協定団体会員企業と調達可能な資機材の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書」(以下「包括協定書」)に基づき、災害協定団体に、出動可能な会員企業と人員、調達可能な資機材の報告をメール等で要請する。その際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報し、港湾管理者と情報を共有する。 事務局(港湾空港部)は、体制が整い次第、「調達可能な資機材の報告要請」など実施可能な事項を順次実施する。 <p>※調達可能な資機材は、伊勢湾内に所在し使用できる資機材に加え、伊勢湾外にあって伊勢湾に移送できる資機材も対象とする。</p>	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタンツ協会	<ul style="list-style-type: none"> 包括協定書 ※発災時の燃料油の確保について検討する。
A4④ 24時間以内	<p>出動可能な会員企業と調達可能な資機材の把握と報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害協定団体は、出動可能な会員企業と調達可能な資機材を把握し、資機材調達の報告様式に記入し事務局(港湾空港部)にメール等で報告する。その際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報する。 <p>※日本埋立浚渫協会中部支部は、全国浚渫業協会東海支部、日本海上起重技術協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会の作業船団等の情報を集約して報告する。</p> <p>※なお、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、災害協定団体は、包括協定に基づき自発的に資機材情報の収集を開始する。</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>出動可能な会員企業 <input type="checkbox"/>出動可能な人員(技術者、作業員) <input type="checkbox"/>作業船(種類、規格、数量、所在) <input type="checkbox"/>建設資材(種類、規格、数量、所在) <input type="checkbox"/>測量機器(種類、規格、数量、所在) 	<input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタンツ協会	<input type="checkbox"/> 港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> 包括協定書 参考資料2: 資機材調達の報告様式 ※自動船舶識別装置等を活用した効率的な船舶動静把握方法を検討する。

※埋立浚渫協会は、航路啓開作業を担う災害協定団体の作業船団等の情報を集約して報告

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考																		
B2	災害協定団体への支援要請																					
B2①	災害協定団体への支援要請																					
48時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、津波警報・注意報解除を確認後、包括協定を締結するすべての災害協定団体に被害状況調査への支援を要請する。 事務局(港湾空港部)は、災害協定団体に実施する調査の対象、場所等を伝達する。 港湾施設については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先して調査する。 <p>【災害協定団体が支援できる被害状況調査の概要】</p>	事務局(港湾空港部)	[災害協定団体] <input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫協会東海支部	<ul style="list-style-type: none"> 包括協定書 メール様式 No. B2①-1 様式 No. B2①-2 																		
<p>他の調査方法との記述の整合を図り、削除する。</p>		<p>※災害協定団体が支援できる被害状況調査(船上目視調査を追加)を団体毎に整理</p>																				
<p>他の調査方法との記述の整合を図り、削除する。</p>		<input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタンツ協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター																				
調査方法	概要	適用条件	港 湾					支援可能な災害協定団体														
			緊急確保航路	水域施設	係留施設	外郭施設	荷捌施設	臨港道路	日本潜水協会	海洋調査協会	港湾技術コンサルタンツ協会	港湾空港総合技術センター										
航空写真調査	航空機により上空から写真撮影を行う。	天候が良好である必要がある。 飛行機が必要である。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
衛星写真調査	人工衛星から、写真撮影を行う。	調査が必要な時期と人工衛星が調査場所上空を通過する時期が一致する必要がある。	○	○																		
現地踏査	現地で、調査員が目視で施設等の状態を調査する。	施設等に近づく状況である必要がある。		○	○	○	○	○														
UAV 調査	UAV を施設等の上空を飛行させ、写真撮影や測量を行う。	天候が良好である必要がある。 操縦者の目視範囲で調査を行う。 人口集中地区や空港等の周辺空域を飛行させる場合、地方航空局長の許可が必要。		○	○	○	○	○														
潜水調査	港湾構造物の水中部の損傷状況を潜水士が調査する。	施設等に近づく状況である必要がある。			○	○																
船上目視調査	船上で、調査員が目視で施設等の状態を調査する。	調査船が必要。	○	○	○	○																

●支援可能な調査、▲支援可能であるが、調査船の確保等が必要

手順書の改訂

※災害協定団体は、被害状況調査を支援する
会員企業を手配する際には、会員企業の移動
手段や用船の確保の状況を踏まえて検討

実施時期 (目安)	作業内容	備考	
B2②	支援要請の受理／会員企業等の手配		
48時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定団体は、事務局(港湾空港部)の要請を受理し、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者が実施する被害状況調査を支援するため、調査手法ごとに会員企業の移動手段や用船の確保の状況を含めて、対応可能な会員企業を確認する。 災害協定団体は、対応可能な会員企業の状況を事務局(港湾空港部)にメール・FAXで回答する。 <p>※日本埋立浚渫協会中部支部は、全国浚渫業協会東海支部、日本海上起重技術協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会の対応可能な会員企業の状況を集約して報告する。</p>	<input type="checkbox"/> [災害協定団体] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾技術コンサルタン協会 港湾空港総合技術セン-	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部) ・ 包括協定書 ・ メール様式 No. B2②-1 ・ 様式 No. B2②-2 被害状況調査に 対応可能な会員 企業について(報 告)
B2③	災害協定団体の会員企業の配置検討		
48時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、災害協定団体からの被害状況調査を支援可能な会員企業等の選定結果について、中部地方整備局港湾事務所及び港湾管理者と情報を共有する。 事務局(港湾空港部)は、中部地方整備局港湾事務所及び港湾管理者と調整し、被害状況調査を支援する災害協定団体の会員企業の配置を決定する。 事務局(港湾空港部)、中部地方整備局港湾事務所、港湾管理者は、必要に応じて、災害協定団体の会員企業と調査の対象、場所、内容、手法等を調整する。 	事務局(港湾空港部) 中部地方整備局港湾事務所 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合	<input type="checkbox"/> [災害協定団体] <input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 ・ メール様式 No. B2③-1 ・ 様式 No. B2③-2 被害状況調査に おける災害協定 団体会員企業の 配置一覧
B2④	災害協定団体の会員企業への出動要請		
48時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者は、災害協定団体の会員企業に港湾施設の被害状況調査への出動を要請する。 中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者は、災害協定団体の会員企業に業務指示書(包括協定書別紙第1)により調査の対象、場所、内容、手法等を伝達する。 <p>※国土交通省令により緊急確保航路の所管は名古屋港湾事務所、開発保全航路の所管は三河港湾事務所と規定されている。</p>	名古屋港管理組合 四日市港管理組合	<input type="checkbox"/> [災害協定団体会員企業] <input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタン協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術セン- ・ 包括協定書 ・ メール様式 No. B2④-1 ・ 参考資料 14：緊急確保航路等の航路啓開担当

※港湾管理者等は、災害協定団体の会員企業
に調査内容等を伝達する際には、業務指示書
(包括協定書別紙第1)による

B2③-3
B2③-4

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
B2⑤	出動要請の受理（会員企業）			
48 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定団体の会員企業は、中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者からの出動要請を受理し、内容を確認する。 災害協定団体の会員企業は、中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者からの要請内容を確認する。 災害協定団体の会員企業は、要請を受けた中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者に、出動要請様式に承諾書（包括協定書別紙第2）により以下の必要事項内容を記入又は添付してメール、ファックス等で伝達する。 <p>【伝達内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担当会社 ○作業員 ○調査機材 ○作業実施計画（作業内容、作業位置、実施時期、申請書等提出先） 	[災害協定団体会員企業] 日本理立浚渫協会中部支部 全国浚渫協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾技術コンサルタン協会 港湾空港総合技術センター	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合	<ul style="list-style-type: none"> 包括協定書 メール様式 No. B2⑤-1
B3	作業許可申請・届出			
B3①	事前協議報告（被害状況調査の作業内容等の報告）			
48 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 第四管区海上保安本部と事務局（港湾空港部）、中部地方整備局港湾事務所、港湾管理者は、被害状況調査実施に向けた作業許可申請等について事前協議を行う。 事務局（港湾空港部）は、中部地方整備局港湾事務所が実施する被害状況調査（直営で実施する場合と災害協定団体に支援を要請する場合がある）の以下に示す事前報告事項をとりまとめ、第四管区海上保安本部へ事前報告様式を提出する。その際、中部地方整備局港湾事務所にも同報し、情報を共有する。 港湾管理者は、自らが実施する被害状況調査（直営で実施する場合と災害協定団体に支援を要請する場合がある）の以下に示す事前報告事項をとりまとめ、第四管区海上保安本部へ事前報告様式を提出する。 協議の結果は、調査を担当する災害協定団体会員企業に伝達する。 <p>【事前協議報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業内容 ○作業位置 ○作業員 ○実施時期 ○申請書等提出先 ○作業実施計画 ○連絡体制 ○安全対策 ○緊急時の対応 	第四 事務 中部 愛知 三重 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 大阪航空局	<input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 事前報告様式 参考資料4：海上保安部・保安署の担任水域 参考資料5：UAV（ドローン等）の飛行規制 <p>※第四管区海上保安本部、中部地方整備局、港湾管理者は、作業許可申請等</p>

※災害協定団体の会員企業は、港湾管理者等に出動承諾を伝達する際には、承諾書（包括協定書別紙第2）による

※事前協議を「事前報告」、「事前確認」、「事前確認結果の共有」に分割

※B3①港湾空港部と港湾管理者は、それぞれ被害状況調査の事前報告事項をまとめて海上保安本部に提出

※事前報告事項を「作業内容、作業位置、作業員、実施時期、申請書等提出先」に変更

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考																		
	<p>※以下の場合には、作業許可申請又は届出が必要になる。</p> <p>【作業許可等が必要となる行為】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>対象となる行為</th> <th>申請・届出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定港内等における工事等の許可（港則法）</td> <td>・港則法の特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業</td> <td>港長</td> </tr> <tr> <td>航路又はその周辺の海域における工事等の許可（海上交通安全法）</td> <td>・航路及びその周辺の政令で定める海域における工事又は作業 ・政令で定める一定の海域での工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。）</td> <td>管区海上保安本部長（海上保安部経由）</td> </tr> <tr> <td>航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等の届出（海上交通安全法）</td> <td>・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域における工事等 ・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域での工作物の設置</td> <td>管区海上保安本部長（海上保安部経由）</td> </tr> <tr> <td>SOLAS制限区域への立入許可</td> <td>・制限区域に立入ろうとする場合</td> <td>埠頭保安管理者</td> </tr> <tr> <td>無人航空機の飛行の許可（航空法）</td> <td>・航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合 ・航空法に定める無人航空機の飛行の方法によらずに飛行させようとする場合</td> <td>地方航空局長</td> </tr> </tbody> </table>	作業	対象となる行為	申請・届出先	特定港内等における工事等の許可（港則法）	・港則法の特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業	港長	航路又はその周辺の海域における工事等の許可（海上交通安全法）	・航路及びその周辺の政令で定める海域における工事又は作業 ・政令で定める一定の海域での工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。）	管区海上保安本部長（海上保安部経由）	航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等の届出（海上交通安全法）	・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域における工事等 ・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域での工作物の設置	管区海上保安本部長（海上保安部経由）	SOLAS制限区域への立入許可	・制限区域に立入ろうとする場合	埠頭保安管理者	無人航空機の飛行の許可（航空法）	・航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合 ・航空法に定める無人航空機の飛行の方法によらずに飛行させようとする場合	地方航空局長			の効率的な手続きについて検討する。
作業	対象となる行為	申請・届出先																				
特定港内等における工事等の許可（港則法）	・港則法の特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業	港長																				
航路又はその周辺の海域における工事等の許可（海上交通安全法）	・航路及びその周辺の政令で定める海域における工事又は作業 ・政令で定める一定の海域での工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。）	管区海上保安本部長（海上保安部経由）																				
航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等の届出（海上交通安全法）	・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域における工事等 ・航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域での工作物の設置	管区海上保安本部長（海上保安部経由）																				
SOLAS制限区域への立入許可	・制限区域に立入ろうとする場合	埠頭保安管理者																				
無人航空機の飛行の許可（航空法）	・航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合 ・航空法に定める無人航空機の飛行の方法によらずに飛行させようとする場合	地方航空局長																				
<p>※B3②海上保安本部は、各機関からの事前報告事項を確認し、その結果を通知</p> <p>※B3③港湾管理者等は、海上保安本部からの通知内容を災害協定団体の会員企業に伝達</p>																						
B3②	事前確認（被害状況調査の作業内容等の確認）																					
48時間以内	<p>・第四管区海上保安本部は、各機関から提示された被害状況調査の「事前報告」により作業概要、対象海域等を確認し、同海域における作業の実施や作業許可申請・届出の提出先について支障がある場合、その他指示事項等について、確認結果を各機関に通知する。なお、事務局（港湾空港部）に通知する際、中部地方整備局港湾事務所にも同報する。</p> <p>※被災状況により、港長又は海上保安部が申請等を受理できない場合は、第四管区海上保安本部交通部航行安全課を提出先とする。</p>	第四管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部) <input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合	・参考資料*：作業許可申請等に係る事前報告様式																		
B3③	事前確認結果の共有																					
48時間以内	<p>・協議の結果は、中部地方整備局港湾事務所、港湾管理者は、第四管区海上保安本部から通知があった内容について調査作業を担当する災害協定団体会員企業に伝達する。</p>	中部地方整備局港湾事務所 愛知県 三重県 名古屋港管理組合	[災害協定団体] <input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部	・参考資料*：作業許可申請等に係る事前報告様式																		

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
		四日市港管理組合	<input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタン協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター	
B3④ 48時間以内	作業許可申請・届出 <ul style="list-style-type: none"> 中部地方整備局、港湾管理者、災害協定団体作業を行う者は、「事前協議報告」の結果を受けて、作業着手前に所管する官庁の窓口に作業許可申請又は届出の手続きを行う。 港則法及び海上交通安全法に係る作業許可申請・届出については、事前協議の結果を受けて、「発災時における届出書及び作業許可申請書等の簡略にした様式」によって、港長又は第四管区海上保安本部（海上保安部経由）に作業許可申請又は届出を行う。なお、被災状況により、港長又は海上保安部（署）への申請等ができないでの受理が困難な場合は、<u>直接</u>、第四管区海上保安本部交通部航行安全課へ提出するか、若しくは同課から提出先について指定があった場合は、その指定先に提出する。 窓口申請等の通常の方法によることが困難な場合は、メール、FAX、電話等を使って作業許可申請等を行う。なお、本紙の提出が可能となった時点で速やかに本紙を提出する。 <p>※複数の組織及び企業が共同で調査を実施する場合は、幹事となる組織または企業が代表して作業許可申請等を実施する。</p>	中部地方整備局港湾事務所 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 [災害協定団体] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業 日本海 中部港湾空 日本潜水協 海洋調査協 港湾技術コンサルタン協会 港湾空港総合技術センター	<input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料3：作業許可申請等様式（災害時） <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※事前確認において海上保安本部より申請書等の提出先の指定があった場合は、その指定先に提出</p> </div>
B3⑤ 48時間以内	申請・届出受理、作業許可 <ul style="list-style-type: none"> 港長又は第四管区海上保安本部は、港則法及び海上交通安全法に係る作業許可申請又は届出を受理する。許可申請については内容を審査しなければならない作業許可を付与する。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※複数会社等が共同で調査する場合は、幹事会社等が代表して作業許可申請等を実施</p> </div>	第四管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合 [災害協定団体] <input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタン協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料3：作業許可申請等様式（災害時）

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
C2	緊急輸送用岸壁の設定			
48時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 港湾管理者と中部地方整備局港湾事務所、事務局(港湾空港部)は、港湾ごとに、港湾の被害状況と製油所・油槽所・LNG 基地・発電所の被害状況を踏まえ優先的に確保する緊急輸送用岸壁(緊急物資に加え、石油、LNG の受け入れを含む)を設定する。 事務局(港湾空港部)は、検討結果をとりまとめ、広域連携体制で共有する。 緊急輸送用岸壁の設定にあたっては、以下に留意する。 <p>【緊急輸送用岸壁の設定にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 岸壁の使用可否と岸壁水深(水深が大きい岸壁を優先) <input type="checkbox"/> 臨港道路や荷捌地の使用可否、啓開の見通し <input type="checkbox"/> 製油所・油槽所・LNG 基地・発電所の操業の見通し、係留船復旧見通し 	事務局(港湾空港部) 中部地方整備局港湾事務所 第四管区海上保安本部 中部運輸局 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合		<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表 ※国土交通省では、短時間で岸壁の点検結果を整理できる仕組みを検討中である。
C3	作業船団の必要数量の設定			
C3①	作業船団の必要数量の検討要請			
48時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 中部地方整備局港湾事務所は、緊急確保航路を発災後 7 日以内に暫定供用するための啓開に必要な作業船団の必要数量を設定し、事務局(港湾空港部)とメール、FAX で検討結果を共有する。 港湾管理者と中部地方整備局港湾事務所は、港湾ごとに、緊急輸送用岸壁にアクセスするために必要な航路・泊地の範囲・面積と、発災後 7 日以内に暫定供用するための啓開に必要な作業船団の必要数量を設定し、中部地方整備局港湾事務所は、事務局(港湾空港部)とメール、FAX、リエゾンを介して検討結果を共有する。 事務局(港湾空港部)は、各機関が設定した作業船団の必要数量をとりまとめる。 事務局(港湾空港部)は、災害協定団体に必要な作業船団の検討の支援を要請する。 事務局(港湾空港部)は、被害状況調査の取りまとめ結果と緊急輸送用岸壁の設定結果を、災害協定団体と共有する。 	事務局(港湾空港部) 中部地方整備局港湾事務所 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 【災害協定団体】 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会	=	<ul style="list-style-type: none"> 【災害協定団体】 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会

※本手順では、「港湾管理者等が航路啓開に必要な作業船団の必要数量を検討し、「災害協定団体が要請を受けて、その検討を支援」するとしているが、作業実施者となる「災害協定団体が作業船団の必要数量を検討」することが現実的であり、手順を改訂

手順書の改訂

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、災害協定団体に緊急確保航路等と港湾ごとに緊急輸送用岸壁にアクセスするために必要な航路を発災後 7 日以内に暫定供用するための啓開に必要な作業船団の必要数量を検討し、報告することを要請する。 事務局(港湾空港部)は、検討要請をする際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報する。 <p>※包括協定には、応急対策業務のうち中部地方整備局及び港湾管理者への支援業務に必要な作業船団の検討が含まれるものとする。作業船団の検討について、災害協定団体に支援要請を行う場合は、業務指示書に具体的な業務内容を明記する。</p>			
C3②	<h3>作業船団の必要数量の検討</h3>			
	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定団体は、事務局(港湾空港部)の要請を受け、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者が実施すると調整の上、必要な作業船団の検討を支援するし、事務局(港湾空港部)に報告する。 災害協定団体は、検討結果を報告する際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報する。 <p>※日本埋立浚渫協会中部支部は、必要な作業船団の検討にあたり、全国浚渫業協会海支部、日本海上起重技術協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会と協議し、検討結果を取りまとめて、事務局(港湾空港部)に報告する。</p> <p>【作業船団の必要数量の設定にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 啓開が必要な水域の範囲と面積 <input type="checkbox"/> 緊急物資輸送の港湾機能の回復目標（発災から 7 日以内） <input type="checkbox"/> 必要な作業船団数の目安（参考資料 7） 	<p>【災害協定団体】 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会</p>	<p>事務局(港湾空港部) 中部地方整備局港湾事務所 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 7：必要な作業船団数の目安

※本手順では、「港湾管理者等が航路啓開に必要な作業船団の必要数量を検討し」、「災害協定団体が要請を受けて、その検討を支援」としているが、作業実施者となる「災害協定団体が作業船団の必要数量を検討」することが現実的であり、手順を改訂

※災害協定団体は、検討にあたり直轄事務所と港湾管理者と調整

手順書の改訂

※訓練時の意見を踏まえ、必要な作業船団数の算定方法（案）を追加

【必要な作業船団数の算定方法（案）】

必要な作業船団数(船団・日)＝漂流物の範囲(ha)÷作業船団数の算定のための原単位(ha/船団・日)
※小数点以下は切り上げ

対象水域		沈降物の有無	作業船団数の算定のための原単位 (ha/船団・日)	備考
緊急確保航路等 水深 21m 未満	港湾 区域	沈降物が多い	3.5	原単位は投入作業船団数の目安⑤沈降物が多い場合を採用
		沈降物が少ない	19.5	原単位は投入作業船団数の目安⑤沈降物が少ない場合を採用
緊急確保航路等 水深 21m 以上	—	—	280	原単位は投入作業船団数の目安⑥を採用

【投入作業船団数の目安】※参考資料 7 より抜粋

項目	目安	備考
⑤ 1 作業船団が 1 日に啓開できる 深浅測量調査面積 (被災後に把握検討)	【沈降物が多い場合】 ・ 深浅測量調査面積 約 3.5ha 当り 1 船団以上	・ ②の 3 港のうち、コンテナの流出が多かった八戸港と仙台塩釜港の延べ作業船団数を用いて求めた 1 作業船団当り・1 日当りの深浅測量調査面積の平均値 3.7ha/船団・日を参考
	【沈降物が少ない場合】 ・ 深浅測量調査面積 約 19.5ha 当り 1 船団以上	・ ②の 3 港のうち、コンテナの流出がなかった小名浜港の延べ作業船団数を用いて求めた 1 船団当り・1 日当りの深浅測量調査面積の 19.7ha/船団・日を参考
⑥ 一般海域の浮遊物 除去作業における 1 船あたり作業面積	・ 浮遊物除去作業面積 1 船あたり約 280ha/日	・ 東日本大震災における仙台湾の一般海域の作業実績(約 300km ² の海域(想定)を海洋環境整備船、ガット船、起重機船合計 4 隻が 27 日かけて浮遊物を回収)を参考

課題の検討

課題の検討

	実施項目	課題	主な実施内容
1	伊勢湾BCPと各港BCPとの連携	・伊勢湾内各港BCPにおいて伊勢湾BCPの位置付けが無く、関係者の理解が進んでいない。	・伊勢湾BCPと各港BCPの連携状況を確認し、各港BCPに伊勢湾BCPを位置付け、広域連携に係る内容を記載するなどの連携向上方策を整理した。
2	伊勢湾内における航路啓開作業に必要な燃料油の確保	・災害時における燃料油の具体的な調達方法が明確でない。	・作業船への燃料油の給油方法、災害時の供給協定等を確認し、災害発生後早期には燃料油調達が難しいなど災害時における燃料油確保の可能性等を整理した。
3	災害時における情報共有方法	・航路啓開作業の効率化には、整備局が協議会構成員が持つ災害状況を速やかに収集し、共有する必要がある。	・災害情報の収集・共有に係る整備局等の取り組み状況を確認し、今後、伊勢湾BCPにおいて整備局が進めるデータ共有システムと外部システムとの連携等による情報共有システムの構築に向けた方向性を整理した。

課題の検討1. 伊勢湾BCPと各港BCPとの連携

◆伊勢湾の港湾BCPの状況

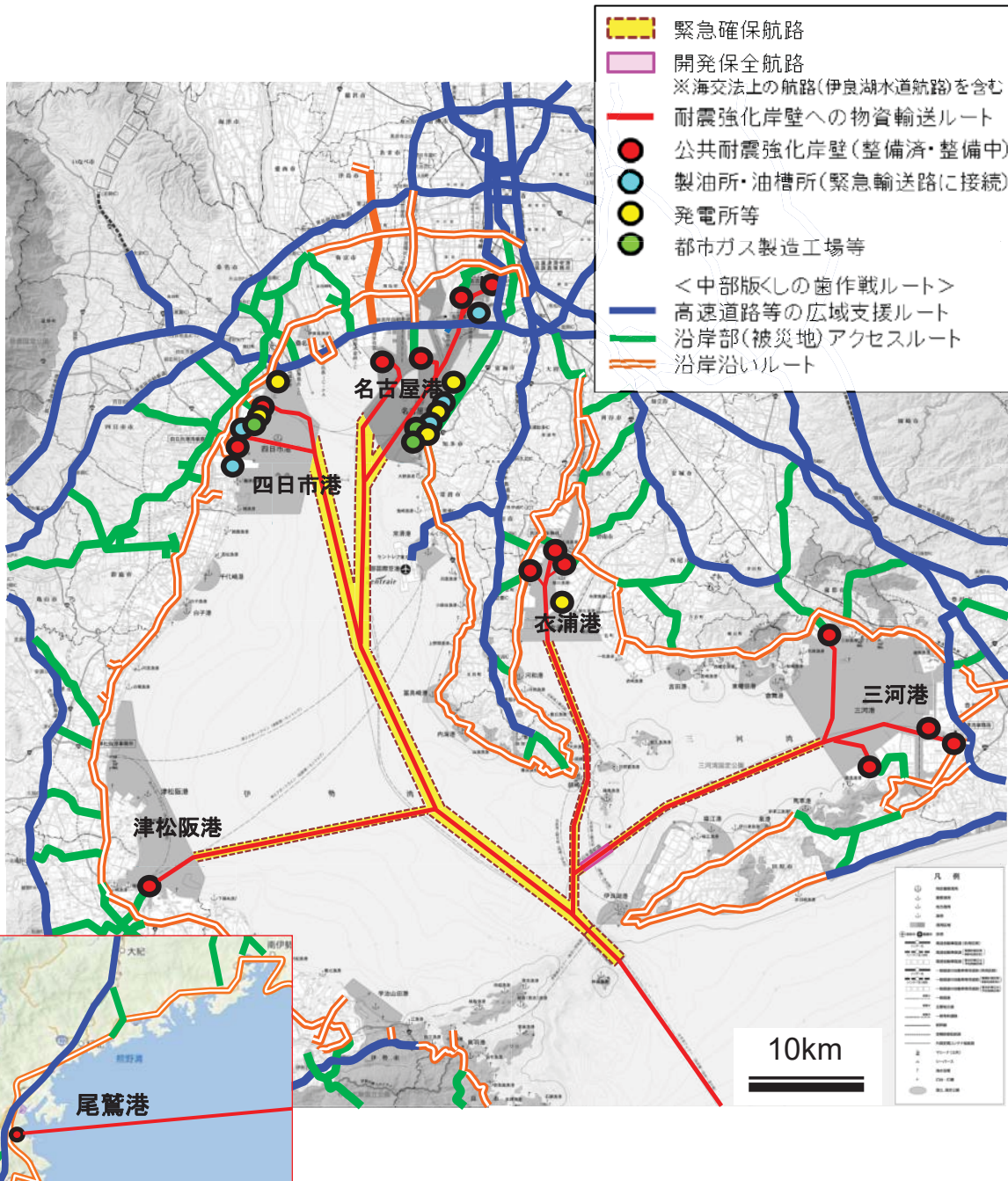
○広域BCP「伊勢湾BCP」

- ・大規模災害発生後、各港の耐震強化岸壁等に接続する緊急物資輸送ルートを確認
- ・発災後、速やかに広域連携体制(国、港湾管理者)を設置し、整備局が調整役となり、被害状況調査、資機材調達等を行う
- ・優先啓開港や航路啓開方針の設定では、広域連携体制において協議、調整
- ・整備局が緊急確保航路等を、港湾管理者が港湾区域内を啓開

○各港BCP

(次ページ参照)

港湾BCPの策定状況			
	港湾BCP	策定年月	最終改訂
広域	伊勢湾	H28.2	R3.6
各港	名古屋港	H27.6	R3.2
	衣浦港	H27.3	R1.6
	三河港	H27.3	R1.6
	四日市港	H27.10	R3.3
	津松阪港	H27.10	
	尾鷲港	H29.3	



伊勢湾における緊急確保航路等

出典)伊勢湾港湾機能継続計画(一部改訂)(伊勢湾BCP協議会、R3.6)

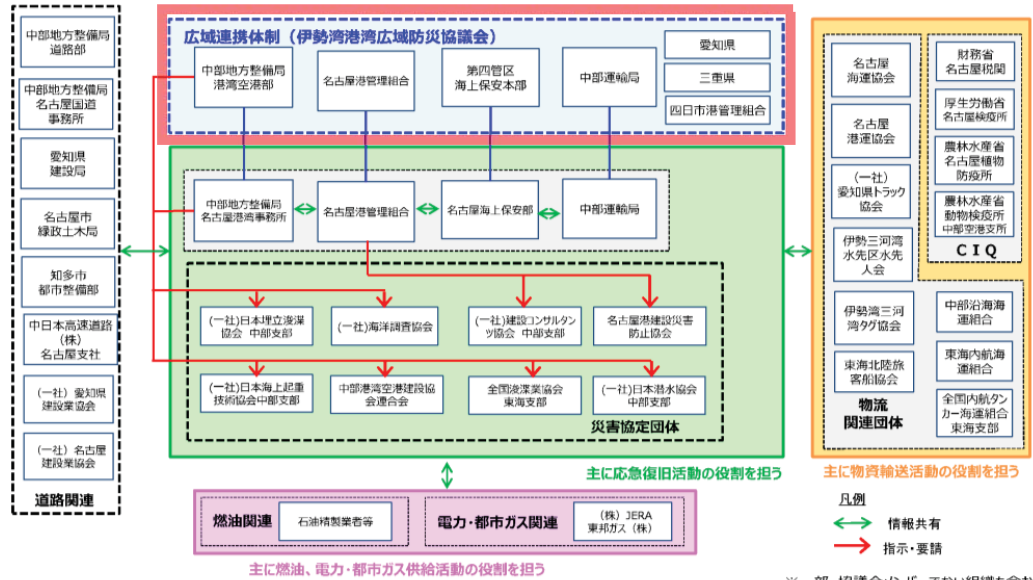
課題の検討1. 伊勢湾BCPと各港BCPとの連携

○伊勢湾の各港BCP

- ・体制図に「伊勢湾港湾広域防災協議会」が記載されているが、「広域連携体制」の具体的な説明が無い(全6港)
- ・発災後の行動計画として緊急確保航路の啓開に係る役割分担を記載している(湾内5港)

四日市港BCPにおける緊急物資輸送に係る主な行動計画(抜粋)

四日市港に接続する緊急確保航路の調査及び啓開	
中部地整港湾空港部	・港湾区域外の緊急確保航路における航路啓開の作業方針及び優先順位を決定する
四日市港湾事務所	・港湾区域外の緊急確保航路における深淺測量及び浮遊物の除去を行う など
四日市港管理組合	・緊急確保航路と港湾区域内の航路の接続部付近の啓開作業について、港湾空港部及び四日市港湾事務所と調整する



名古屋港BCPにおける連携・協働体制

- ・事前対策として広域連携方策の確立を記載している(名古屋港、四日市港、津松阪港)

津松阪港BCPにおける事前対策(抜粋)

区分	項目	対策	実施主体
応急復旧の円滑化	広域的な連携体制の整備	・伊勢湾での広域連携方策を確立する ・中部地域や全国的な建設団体への支援要請等、連携体制を整備する	三重県県土整備部 中部地方整備局

課題の検討1. 伊勢湾BCPと各港BCPとの連携

◆伊勢湾BCPと各港BCPの連携に係る課題

- ・各港BCPにおいて伊勢湾BCP(広域連携)に係る記載が十分で無く、その位置付けが不明確。
- ・したがって、各港BCPの関係者に伊勢湾BCPの内容が十分浸透していない可能性がある。

◆伊勢湾BCPと各港BCPの連携向上方策(案)

○伊勢湾BCPと各港BCPが連携する上での重要事項は下記のとおり。

- ・広域災害発生時には伊勢湾BCPが発動し、広域連携体制(国、港湾管理者)を構築する。
- ・広域連携体制では「優先啓開港・航路啓開方針の設定」、「作業船団等の調達・配置」等の協議、調整を行う。
- ・各港BCPの関係者は、広域連携体制での決定事項を優先して実施する。
- ・各港では、緊急確保航路等の啓開箇所に接続する港内航路を啓開する。

○各港BCP本編に下記広域連携に係る事項(案)を記載することで各港BCPとの連携向上を図ることが重要。今後、各港BCPへ記載するひな型を作成し、事務局より提示する。

- ・伊勢湾BCPの位置付け(法定協議会、広域連携体制の役割等)
- ・伊勢湾BCPの発動基準
- ・緊急物資輸送ルート確保の手順
- ・計画図書(伊勢湾BCP、航路啓開計画、手順書等)の概要

課題の検討2. 伊勢湾内における航路啓開作業に必要な燃料油の確保

◆作業船への給油方法

	バンカー給油	ローリー給油
給油方法	海上でバンカー船から給油ホースで給油	岸壁でローリーから給油ホースで給油 ※消防法で禁止されている場所等あり
対象船舶	大型船(起重機船、ガット船等)	小型船等(1回あたりの給油量が少ない)
油流出対策	オイルフェンスを設置/浮流油は吸着マットで処理	
給油イメージ		

課題の検討2. 伊勢湾内における航路啓開作業に必要な燃料油の確保

◆ 中部地方整備局における燃料油確保のための連携

○ 石油商業組合※・石油業協同組合※※との連携

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」（愛知県及び三重県の各組合）

- ・災害等における中部地方整備局の緊急的な活動及びその体制において必要な燃料の優先供給、情報提供等に関して、両組合が支援することを定めた協定
- ・以下のフローにより、組合員から燃料の供給を受ける



- ①燃料の種類、数量、引渡しの日時及び場所を明示し、優先供給の協力を要請
- ②要請内容に対応可能な組合員の情報を可能な限り提供
- ③情報提供のあった組合員から最適な者を選定し、優先供給を要請
- ④燃料を優先供給

※ 石油商業組合は、石油製品を販売する中小企業の改善や発展に必要な事業を行い、経営の安定、合理化を図る組織

※※石油業協同組合は、相互扶助の協同事業を行い、自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図る組織

課題の検討2. 伊勢湾内における航路啓開作業に必要な燃料油の確保

◆作業船に必要な燃料油の確保について

○石油商業組合・石油業協同組合を通じた燃料供給

- ・石油商業組合、石油業協同組合には、作業船に燃料の供給を行う企業も所属しており、協定により作業船への燃料供給は可能である。

○災害発生直後の燃料供給の状況

- ・石油商業組合へのヒアリングによると、災害発生直後は人命優先(病院等)で燃料油の供給がなされるため、災害発生後早期の段階で作業船へ供給する燃料油の確保が難しい可能性が高い。

○作業船への燃料供給が必要となるタイミング

- ・作業船は燃料満タンで、約1ヶ月(1日8時間)の稼働が可能である。作業船には一定程度の余裕をもって燃料給油がなされることが一般的で、概ね燃料が半分程度になった際に給油する。
- ・回航等による燃料の消費がなければ、作業船には2週間超の稼働が可能となる燃料が常に備蓄されていることになる。そのため、災害発生後早期に作業船への給油は必要がなく、人命優先で燃料供給が逼迫する状況がある程度緩和された段階(発災後3週間以降)で供給を受けることが現実的である。

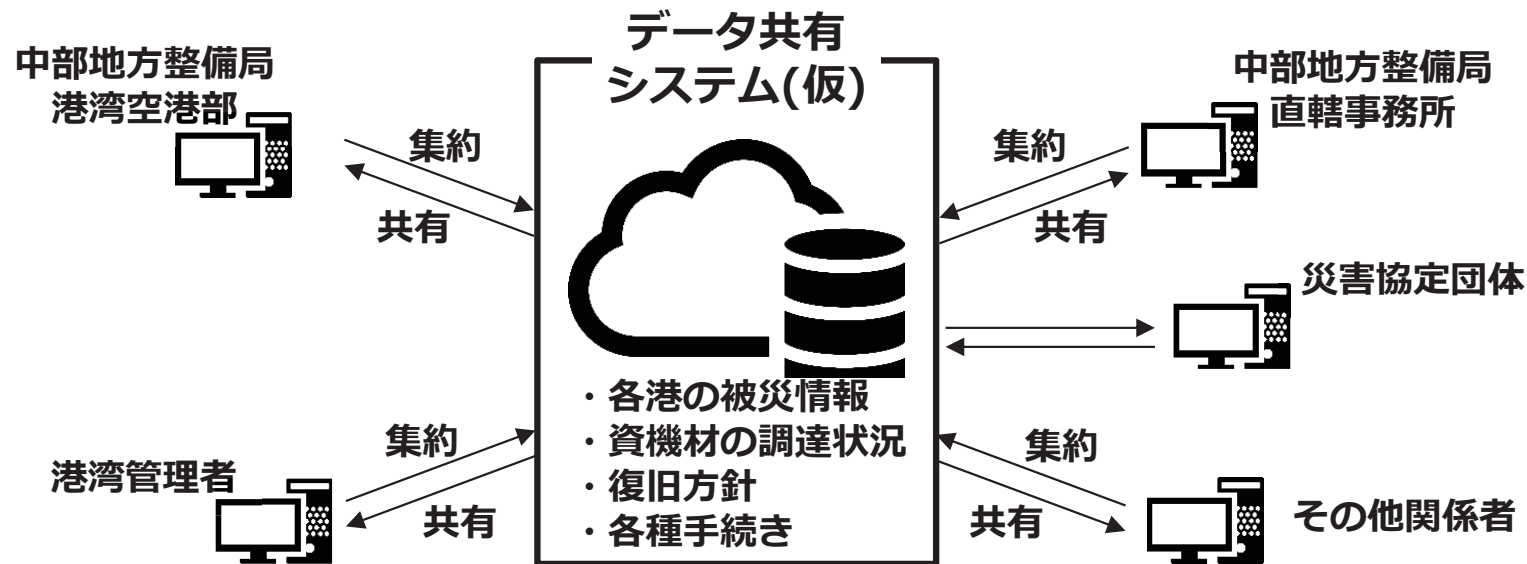
○今後の課題

- ・災害時にバンカー船が被災せず使用できるか、陸上から給油できる岸壁があるかを引き続き検討する必要がある。

課題の検討3. 災害時における情報共有方法

◆情報共有方法のイメージ

- ・現状、伊勢湾BCPにおける災害時の連絡手段として、メールやFAX、電話による「1対1」、もしくはメールの一斉送信による「1対多」が想定される
- ・中部地方整備局では、関係者間での「多対多」の効率的な情報共有が可能な「データ共有システム(仮)」を作成中

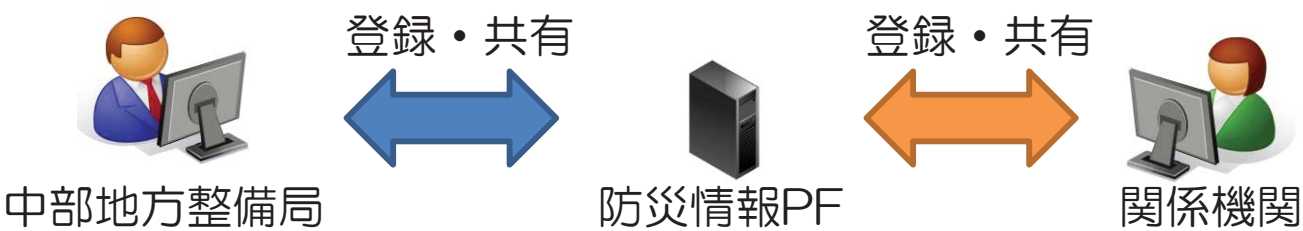


- 中部地方整備局の既存システムに、伊勢湾BCP関係者が情報をやり取りできるページを追加する方向でデータ共有システムの構築を調整中
- 「各港の被災情報」や「資機材の調達情報」等を関係者がデータ共有システムへ登録(保存)することで、システム上に各種情報が集約。関係者はデータ共有システムにアクセスすることで情報の閲覧・受取りが可能

中部地方整備局版防災情報プラットフォーム

◆データ共有機能

- 中部地方整備局内部及び関係機関とデータを共有することができます。



中部地方整備局
防災情報プラットフォーム

ログインIDとパスワードを入力し、ボタンをクリックしてください。

ログインID: system
パスワード:

ログイン(地図表示) ログイン(関連サイト表示)

データ共有機能

スマートフォン版のログインへ

関連防災システム

防災ポータル DiMAPS
港湾海洋沿岸域情報提供センター 防災情報共有DB
Marine Traffic 維持管理データベース

ログイン画面

データ共有機能

①をクリック ⇒ データ検索画面へ

②をクリック ⇒ データ登録画面へ

③をクリック ⇒ データ修正・削除画面へ

登録日付	所属組織	表題	キーワード	コメント	登録データ	
2022/1/19	中部地方整備局	〇〇について	中部地方整備局		NO1_20220119.pdf NO2_20220119.pdf	一括DL
<p><直近登録案件> 当該ユーザーが最近登録した 案件(直近5件)を表示</p>						一括DL
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	一括DL
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	一括DL
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	一括DL

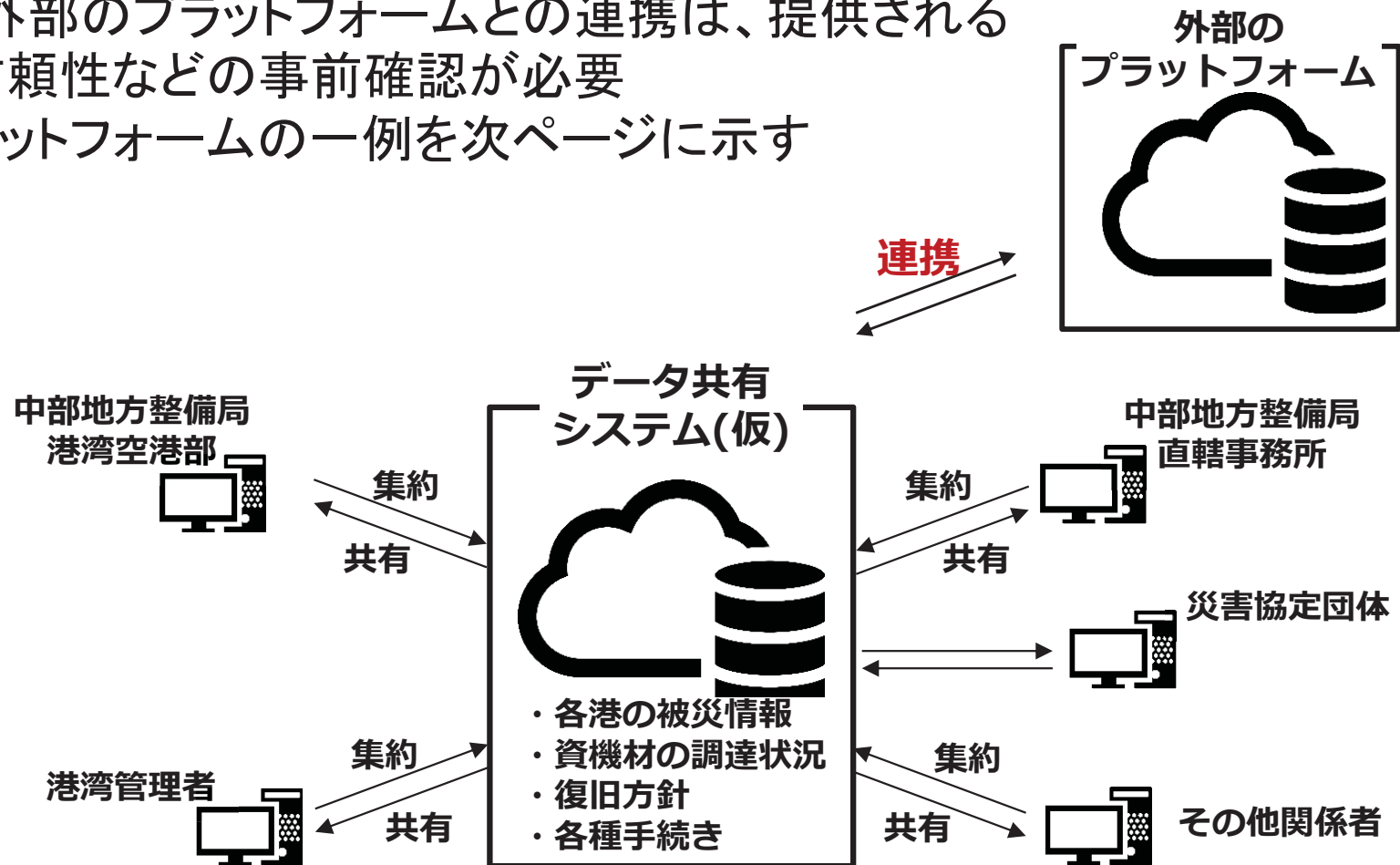
④をクリック
クリックすると登録データを
ZIP形式で一括ダウンロードする。

データ共有機能メニュー画面

課題の検討3. 災害時における情報共有方法

◆外部のプラットフォームとの連携

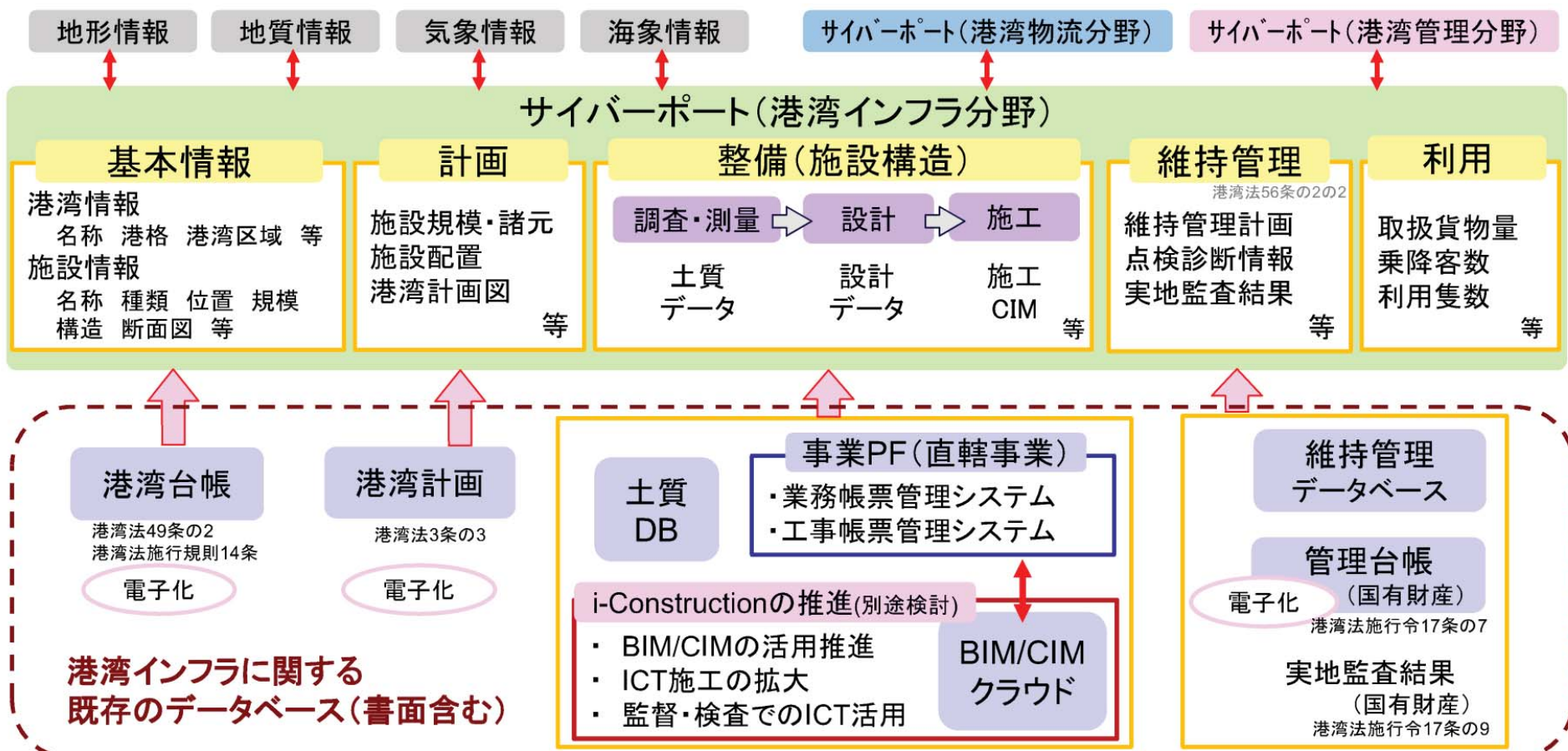
- ・外部のプラットフォームと連携し、情報提供を受けることで、より多くの情報を伊勢湾BCPにおける様々な意思決定に利用できる可能性がある
- ・外部のプラットフォームへの情報提供により、伊勢湾BCP以外の機関等の対応を支援できる可能性がある
- ・ただし、外部のプラットフォームとの連携は、提供される情報の信頼性などの事前確認が必要
- ・外部プラットフォームの一例を次ページに示す



課題の検討3. 災害時における情報共有方法

◆ 国土交通省港湾局の取り組み：「サイバーポート」構築中

- ・港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を連携させ、国及び港湾管理者による適切な維持管理を実現
- ・港湾施設の情報を一元管理し、情報の一覧性や更新性を高めるとともに、遠隔での技術支援などにより、災害時の迅速な復旧にも寄与
- ・「サイバーポート」に防災情報プラットフォームを取り込むことも検討中



出典) 国土交通省港湾局